

公 示 日 : 2026 年 3 月 11 日 (水)

調達管理番号 : 25a00967

国 名 : 南アフリカ共和国

担 当 部 署 : 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム

調 達 件 名 : 南アフリカ共和国障害児および家族のためのレスパイトケアサービス
拡大プロジェクト (障害福祉制度) (現地滞在型)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用 (現地滞在型)」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担 当 業 務 : 障害福祉制度
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務
- (4) 在 勤 地 : プレトリア
- (5) 全 体 期 間 : 2026 年 4 月下旬から 2028 年 2 月下旬
- (6) 業 務 量 の 目 途 : 19.50 人月

2. 業務の背景

南アフリカ共和国 (以下「南アフリカ」という。) 政府の国勢調査 (2022 年) では、南アフリカには全人口の 6.0% である約 372 万人の障害者がいるとされている。南アフリカ政府は、障害児の権利保障に係る対応として、1995 年に国連子どもの権利条約を、2007 年に国連障害者権利条約を批准している。南アフリカ国内では障害児及び障害者の権利を保障するため、児童法 (2005 年制定) の中で、すべての子どもが適切な保護及び社会サービスを受け、虐待、保護責任放棄等の被害を受けないことや、障害児の家族への支援を行うことで、障害児にとって最大限の利益が尊重されることを保障している。さらに障害者の権利白書 (2016 年) では、「持続的で統合された地域生活への支援」への取り組みを重点分野の一つとして掲げ、障害児の権利の保護及び障害児の家族支援の取り組みを優先課題としている。

南アフリカ政府はこれらの法的枠組みの効果的な実施に取り組むため、中央政府と地方政府の社会開発省 (Department of Social Development、

以下、「DSD」とする。中央の社会開発省を指すときは「中央 DSD」、州の社会開発省を指すときは、「州 DSD」と表記)が協力しながら、障害者のためのデイケアセンターへの NPO 助成金支給を通じた支援や、これら活動のモニタリング等を実施し、障害児や障害者に対する障害福祉サービス提供及び質の向上を図っている。

しかし、南アフリカは国土の広大さから、農村地域においては、物理的な距離の問題もあり社会サービスにアクセスしづらい。更に国民の障害に関する知識や理解等が不足していることから、障害児の存在を隠すケースも多く存在する。また、大多数の障害児は学校に行かず家の中で過ごし、障害児の介助を終日家族介助者が担っている(基礎教育省により作成された「インクルーシブ教育白書 6 実施に関する報告書」(2015 年)においては、5~18 歳の障害児の 72%が学校教育を受けていない旨報告)。障害児の介助を家族介助者のみで行うことは、家族介助者の経済活動や、余暇活動へのアクセス制限となる。この状況が継続すると、障害児及び家族介助者は地域社会から孤立し、経済的・社会的に困難に陥るリスクや、障害児に対する虐待、保護責任放棄、地域社会からの排除といったリスクが高まる。

中央 DSD は、障害児及び家族が経済的・社会的に取り残されない尊厳のある地域生活を送るための社会サービスを整備することを目的として、JICA に対しレスパイトケアサービス(主たる介護者の一時的休息を意味)を実施するための協力を要請した。これに対し JICA は、2021~2023 年に個別専門家「障害児及び家族支援アドバイザー」を中央 DSD に派遣し、南アフリカに適用可能な制度の検討を進めてきた。専門家派遣中には、中央 DSD によって「障害児及び家族のためのレスパイトケアサービス実施ガイドライン(以下、「ガイドライン」とする)」が作成されたが、レスパイトケアサービスの提供に必要な予算確保やサービス提供等の詳細は記載されていない。このような状況のなか、同専門家は中央 DSD と協働し、技術協力「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」(2016~2020 年)で開発した DEM アプローチ(Empowerment of Persons with Disabilities and Disability Mainstreaming Approach)を活用し、地域に根差した持続可能なレスパイトケアサービスを検討・実施するための作業部会を 2 つの州に立ち上げ、具体的に必要なサービスは、居宅ケア及び通所ケアであることを特定した。中央 DSD は、レスパイトケアサービス実施に向けた次のステップとして、サービス提供に係る具体的な方法や仕組みづくりを整備するため、JICA に技術協力プロジェクトを要請した。

「障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という)は同要請を踏まえ、プロジェクトサイト

*において障害児及びその家族のためのレスパイトケアサービス提供モデルの開発を図り、もって、南アフリカ全州におけるレスパイトケアサービス提供の能力向上に寄与することを目的として、2024年2月から2028年2月までの予定で実施中である。

本専門家は、「障害福祉制度」の専門家として公示/派遣するものである。なお、2024年2月から2026年2月まで「チーフアドバイザー/障害福祉制度」の専門家が派遣されていたが、2026年3月以降は、チーフアドバイザーは、社会保障分野の国際協力専門員が遠隔及び短期出張を通じて務める。

*プロジェクトサイトは、以下のとおり。

- ・ ムプマランガ州エランゼニ郡ムボンベラ市クンブラ町及びカーダンジー町
- ・ 北ケープ州ゼットエフ・マグカウ郡ダウイット・クルーパー市アピントン町

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

本専門家は、カウンターパート、チーフアドバイザー及び他の専門家と協働して活動を計画・実施することを通じ、技術協力プロジェクト全体の成果発現の促進を目指す。

本専門家に期待される成果は以下のとおり。

- レスパイトケアサービス提供に係る DSD を含む行政官及び NGO、障害児の親等の関係者（以下、「レスパイトケアサービス提供に係る関係者」とする）との連携が促進され、プロジェクトが円滑に実施される。
- 成果 1
レスパイトケアサービス提供のためのサービス利用者や既存の社会的リソースの情報を共有する仕組みに関する行政官への研修が実施され、同仕組みが機能する。
- 成果 2
レスパイトケアサービス提供に係る人材の能力向上の機会が提供される
- 成果 3
開発された費用算出モデルと利用可能な資金調達メカニズムの活用の実現に向け、必要な取り組みが整理される。
- 成果 4
南アフリカのリソースを活用した、実現可能で持続性のあるレスパイトケアサ

ービス提供モデルの普及・促進がなされる。

4. 業務の内容

【障害福祉制度分野の業務】¹

成果 1

- レスパイトケアサービス提供のためのサービス利用者や既存の社会的リソースの情報を共有する仕組みに関する行政官への研修を、カウンターパートと共に計画・策定し、実施する。
- 開発されたレスパイトケアサービス提供に係る情報共有の仕組みの利用状況をモニタリングし、必要に応じて助言・改善する。

成果 2²

- 介助者研修の国家資格認定にかかる申請プロセスを整理し、カウンターパートと協議の上、方針を策定する。
- 上述の方針に沿って、カウンターパート共に活動を実施する。

成果 3

- 開発された費用算出モデルと利用可能な資金調達メカニズムの活用の実現にむけ、必要な取り組みを整理し、カウンターパートに助言をする。

成果 4

- レスパイトケアサービスを普及するための既存ツールを見直し、カウンターパートと共に改善・整理する。
- DSDによる、レスパイトケアサービスの提供モデル知見共有計画の実施を支援する。

【遠隔・短期出張で業務を行うチーフアドバイザーの補助業務】

以下の取り組みを、チーフアドバイザー等とともに実施する。

- プロジェクトの進捗状況を把握し、事業の計画的かつ円滑な進捗のための関係者間の調整を行う。

¹ これまでのJICAの南アにおける障害と開発分野の協力を踏まえて、レスパイトケアサービスの利用促進・拡充・持続性を向上させるための留意点や、DSDの役割や取り組むべき課題と、その対策等、本プロジェクトの効果の持続性向上及びインパクト拡大に寄与する方策案について、簡易プロポーザルで具体的に提案してください。

²南アフリカの資格制度フレームワーク、「[National Qualification Framework](#)」において、障害児介助の認定研修が承認されることを目指している。

- PDM 及び P0 に沿い、カウンターパートと協働して活動を実施し、必要な技術的支援を行う。必要に応じて PDM 及び P0 の見直しに係る情報整理を行い、協議・改善にあたる。
- 合同調整委員会の開催に際し、プロジェクトの運営管理、活動の進捗状況等の情報を整理し、円滑な実施支援に努める。
- 他専門家およびカウンターパートと協力の上、各種報告書（Monitoring Sheet、JCC にかかる資料、月報、事業完了報告書等）を作成する。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	本プロジェクト効果の持続性向上及びインパクト拡大に寄与する方策案。	・ 全成果に関与。

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	障害と開発又は社会福祉に係る各種業務
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ³	渡航開始より3カ月以内	人間開発部（CC:南アフリカ事務所）	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ
3か月報告書	渡航開始より3カ月	国際協力調達部（CC:人間開発部）	—	日本語	電子データ

³ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)、⑤PDM(指標の見直し及びベースライン設定)、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画(WBS:Work Breakdown Structure 等の活用)、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

	ごと ⁴				
業務進捗報告書	渡航開始より6カ月ごと	国際協力調達部 (CC:人間開発部、南アフリカ事務所)	—	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は7月中旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上で決定することとします。

② 現地での業務体制

本プロジェクトに係る現地業務従事者は以下の通りです。

(ア) 障害福祉制度（本専門家）

(イ) 障害児および家族のエンパワメント／業務調整（2024年5月5日～2026年5月6日で派遣中であり、後任を2026年4月16日～2028年2月28日で派遣予定）

なお、チーフアドバイザーについては、社会保障分野の国際協力専門員が遠隔及び短期出張を通じて務める。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料をJICA 人間開発部高等教育・社会保障グループから配付しますので、hmghs@jica.go.jp宛にご連絡ください。

- ・ プロジェクトモニタリングシート
- ・ 詳細計画策定調査報告書

② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ 障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト

⁴ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

(2024年2月～2028年2月予定)

<https://www.jica.go.jp/oda/project/202207855/index.html>

- ・ 障害児および家族支援アドバイザー (2021年8月～2023年12月)
<https://www.jica.go.jp/overseas/southafrica/activities/program/06.html>
- ・ 障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト
(2016年5月～2020年5月)
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1500269/index.html>
- ・ 国別障害関連情報 南アフリカ共和国
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000044899.pdf>

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル及びプレゼンテーション資料の提出期限	2026年3月25日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年4月3日まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年4月9日 14時～16時
4	評価結果の通知	2026年4月14日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数： 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数： 1部
- (3) 提出方法： 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |

④ 業務従事者によるプレゼンテーション

20 点
(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,248,000	1,408,000
	個人	952,000	1,111,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000		
	インターナショナルスクール／ 現地校		66,700	107,200

③ 住居費：1,400 ドル／月

④ 航空賃（往復）：1,105,560 円＝552,780 円×2回／人

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>

を参照願います。

(3) 便宜供与内容

ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり

- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：社会開発省内における執務スペース提供（ネット環境完備）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

（４）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 南アフリカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

（５）臨時会計役の委嘱

本プロジェクトでは「障害児および家族のエンパワメント／業務調整」担当専門家が臨時会計役となりますが、同専門家が一時帰国等により不在の期間、本専門家に対し、業務に必要な経費について、JICA 南アフリカ事務所より臨時会計役を委嘱する可能性があります（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（６）その他留意事項

作成日：2023年8月31日
業務主管部門名：人間開発部
課名：社会保障チーム

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：南アフリカ共和国（南アフリカ）
案件名：障害児および家族のためのレスパイトケアサービス拡大プロジェクト
Project for the Expansion of Respite Care Services to Families of/and Children with Disabilities

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における社会保障（障害と開発）セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

南アフリカには、全人口の7.5%である約280万人の障害者がいるとされている（2011, Statistics South Africa⁵）。南アフリカ政府は、障害児の権利保障に係る対応として、1995年に国連子どもの権利条約を、2007年に、国連障害者権利条約を批准している。南アフリカ国内では障害児及び障害者の権利を保障するため、児童法（2005年）の中で、すべての子どもが適切な保護及び社会サービスを受け、虐待、保護責任放棄等の被害を受けないことや、障害児の家族への支援を行うことで、障害児にとって最大限の利益が尊重されることを保障している。さらに障害者の権利白書（2016年）では、「持続的で統合された地域生活への支援」への取り組みを重点分野の一つとして掲げ、障害児の権利の保護及び障害児の家族支援の取り組みを優先課題としている。

南アフリカ政府はこれらの法的枠組みの効果的な実施に取り組むため、中央政府と地方政府の社会開発省⁶（Department of Social Development、以下、DSD）が協力しながら、障害者のためのデイケアセンターへのNPO助成金支給を通じた支援や、これら活動のモニタリング等を実施し、障害児や障害者に対する障害福祉サービス提供及び質の向上を図っている。

しかし、南アフリカは国土の広大さから、農村地域においては、物理的な距離の問題もあり社会サービスにアクセスしづらい。更に国民の障害に関する知識や理解等が不足していることから、障害児の存在を隠すケースも多く存在する。また、大多数の障害児は学校に行かず家の中で過ごし、障害児の介助を終日家族介助者が担

⁵ <http://www.statssa.gov.za/publications/Report-03-01-59/Report-03-01-592011.pdf>

⁶ 社会開発省の中央政府と地方政府（州・郡）を明確に区別するために、中央の社会開発省を指すときは「中央DSD」、州の社会開発省を指すときは、「州DSD」と表記する。

っている⁷。障害児の介助を家族介助者のみで行うことは、家族介助者の経済活動や、余暇活動へのアクセス制限となる。この状況が継続すると、障害児及び家族介助者は地域社会から孤立し、経済的・社会的に困難に陥るリスクや、障害児に対する虐待、保護責任放棄、地域社会からの排除といったリスクが高まる。

中央 DSD は、障害児及び家族が経済的・社会的に取り残されない尊厳のある地域生活を送るための社会サービスを整備することを目的として JICA に対し、レスパイトケアサービス⁸を実施するための協力を要請した。これに対し JICA は、2021～2023 年に個別専門家「障害児及び家族支援アドバイザー」を中央 DSD に派遣し、南アフリカに適用可能な制度の検討を進めてきた。専門家派遣中には、中央 DSD によって「障害児及び家族のためのレスパイトケアサービス実施ガイドライン（以下、ガイドライン）」が作成されたが、レスパイトケアサービスの提供に必要な予算確保やサービス提供等の詳細は記載されていない。このような状況のなか、同専門家は中央 DSD と協働し、技術協力「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」（2016～2020 年）で開発した DEM アプローチ⁹を活用し、地域に根差した持続可能なレスパイトケアサービスを検討・実施するための作業部会を2つの州に立ち上げ、具体的に必要なサービスは、居宅ケア及び通所ケアであることを特定した。中央 DSD は、レスパイトケアサービス実施に向けた次のステップとして、サービス提供に係る具体的な方法や仕組みづくりを整備するため、JICA に技術協力プロジェクトを要請した。

本事業は同要請を踏まえ、プロジェクトサイトにおいて障害児及びその家族のためのレスパイトケアサービス提供モデルの開発を図り、もって、南アフリカ全州におけるレスパイトケアサービス提供の能力向上に寄与するものである。

（２） 社会保障（障害と開発）セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と 本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

「対南アフリカ共和国 国別開発協力方針（2017 年 10 月）」では、「経済・社会的格差是正に向けた支援」が重点分野の一つとされている。「南アフリカ JICA 国別分析ペーパー（2016 年 3 月）」では、障害分野について、「南アフリカ国内格差是正に資するべく、障害者支援、社会保障制度改善、及びコミュニティ開発全般に係る知見の蓄積を支援する」としている。さらに、「課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）：社会保障・障害と開発」では、途上国における障害に関する理解促

⁷ 2015年に基礎教育省により作成された「インクルーシブ教育白書6 実施に関する報告書」においては、5～18歳の障害児の72%が学校教育を受けていない旨報告されている。南アフリカにおける5～18歳の障害児人口829,474人に対して、学校に通えていない障害児は597,953人である。<https://static.pmg.org.za/160308overview.pdf>

⁸ 一般的にレスパイトケアサービスは、主たる介護者の一時的休息を意味する。

⁹ DEMアプローチ(Empowerment of persons with disabilities and disability mainstreaming approach)は、障害者、行政官、市民団体等で形成されるプラットフォームの形成と障害者のエンパワメントを通じ、障害者が、障害主流化促進活動に主体的に参加することを実現させる方法。

進のために、「行政組織、当事者組織の強化」や「社会に対する啓発活動」を主要な取組と整理している。加えて国連障害者権利条約の第 23 条「家庭及び家族の尊重」及び第 28 条「相当な生活水準及び社会的な保障」では、「障害児及び家族が社会に包摂され、レスパイトケアサービスを利用することを保障する」としている。本事業は、障害児及びその家族のための社会的セーフティネット構築に係る協力を行政組織、当事者組織に対して行うものであり、これらの方針、分析、条約と合致する。

(3) 他の援助機関の対応

障害児やその家族に対する支援については、現時点では、他ドナーによる重複事業等はないが、障害児を含む脆弱な立場に置かれる子どもを対象とした支援が複数の援助機関により行われている。例えば、EU は国際 NGO の Cristian Blind Mission (CBM) との共同資金提供において、ケープタウン大学の TEDI プロジェクト (Including Disability in Education in Africa) を支援している。

国連児童基金 (UNICEF) は、過去に、中央 DSD に対して「国家子どもに関する活動計画 2019-2024」の策定を支援した¹⁰。障害に特化した支援については、中央 DSD と協働で 2015 年に南アフリカにおける障害者のいる世帯の財政及び経済的負担の要素に関する研究¹¹を、2011 年に障害児に関する調査を実施している¹²。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ムプマランガ州及び北ケープ州¹³において、サービス利用者や既存の社会的リソースの情報収集、レスパイトケアサービス人材の能力強化、費用算出モデルの確立及び資金調達メカニズムの特定により、地域に根差した持続可能なレスパイトケアサービスモデルの開発を図り、もって南アフリカ全州におけるレスパイトケアサービス提供の能力向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

- ムプマランガ州エランゼニ郡ムボンベラ市クンブラ町 (人口：6,717 人¹⁴)

¹⁰ <https://www.dsd.gov.za/index.php/documents?task=download.send&id=438&catid=82&m=0>

¹¹ <https://www.unicef.org/southafrica/reports/elements-financial-and-economic-costs-disability-households-south-africa>

¹² <https://www.unicef.org/southafrica/media/1336/file/ZAF-Children-with-disabilities-in%20South-Africa-2001-11-situation-analysis.pdf>

¹³ 本事業では、ムプマランガ州及び北ケープ州をプロジェクトサイトとする。サイト選定にあたっては、地理的特徴、産業構造、民族構成、障害者人口率、活用可能な施設等の社会資源の有無を考慮し、また、事業の実現可能性や持続性の観点から個別専門家「障害児及び家族支援アドバイザー」の事業対象地域でもある2州を選定した。

¹⁴ 2011年国勢調査 (https://www.statssa.gov.za/?page_id=4286&id=11688)

及びカーダンジー町（人口：39,998人¹⁵）

- 北ケープ州ゼットエフ・マグカウ郡ダウィット・クルーパー市アピントン町（人口：57,220人¹⁶）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

- 直接受益者（推定数 800 人）

中央	DSD 行政官
ムプマランガ州	州 DSD 行政官、作業部会メンバー（エランゼニ郡社会開発局行政官、エランゼニ郡教育局、エランゼニ郡保健局、ムボンベラ市役所、シザケレ刺激療法センター、障害者協会（APD）、ろう協会（DEAFSA）、精神障害者協会、障害児の親代表等）
北ケープ州	州 DSD 行政官、作業部会メンバー（ゼットエフ・マグカウ郡社会開発局行政官、ゼットエフ・マグカウ郡教育局、ゼットエフ・マグカウ郡保健局、ダウィット・クルーパー市役所、オアシススキル開発センター、障害者協会（APD）、ろう協会、障害児の親代表等）

- 最終受益者（推定数 25,000 人）：プロジェクトサイトの障害児及びその家族

(4) 総事業費（日本側）：約 2 億 2 千万円

(5) 事業実施期間：2024 年 2 月～2028 年 2 月を予定（計 48 カ月）

(6) 事業実施体制

社会開発省（Department of Social Development：DSD）（中央政府：政策や方針決定及び事業実施と全体総括、ムプマランガ州政府：サービス実施機関、北ケープ州政府：サービス実施機関）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（各人約 48P/M を予定）：

チーフアドバイザー（障害福祉制度）、業務調整／障害児及び家族のエンパワメント

¹⁵ 2011年国勢調査 (https://www.statssa.gov.za/?page_id=4286&id=11720)

¹⁶ 2011年国勢調査 (https://www.statssa.gov.za/?page_id=4286&id=7009)

- ② ローカルコンサルタント：費用算出モデルと利用可能な資金調達メカニズムを特定
- ③ 事務用品等
- ④ 研修：カウンターパート及び作業部会メンバーを対象にレスパイトケアサービス提供に係る研修を実施
- ⑤ ローカルコスト：プロジェクト実施経費、行政官ではない作業部会メンバーの州をまたぐ活動の交通費と宿泊費等

2) 南アフリカ国側

- ① カウンターパート配置：プロジェクトディレクター、プロジェクトマネージャー、作業部会メンバー、中央 DSD 及びプロジェクトサイトの担当者等
- ② 施設と設備：中央 DSD 及びプロジェクトサイトの州（または郡）DSD における専門家のためのオフィス等
- ③ ローカルコスト：プロジェクト実施のための DSD 職員の出張費等

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

我が国における対南アフリカ障害分野の協力は、「アフリカ障害者の 10 年（2000～2009 年）」に合わせて実施された障害者リーダー育成を目的とした研修事業「アフリカ地域障害者地位向上」（2002～2009 年）から始まっている。また、障害者の自立生活促進に係る協力については、草の根技術協力が 2013 年から継続的に実施されている¹⁷。さらに、個別専門家「障害主流化アドバイザー」（2012～2015 年）、技術協力「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」（2016～2020 年）、個別専門家「障害児及び家族支援アドバイザー」（2021～2023 年）と JICA による当該分野への協力の歴史は長い。本事業においては、これまでの我が国の開発協力の成果を踏まえ、持続可能なレスパイトケアサービス提供モデルの形成を目指す。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

ドイツの KfW が、中央 DSD に対して、脆弱な子どもや若者を対象にしたコミュニティ・センターの建設支援を行っており、レスパイトケアサービスを他州に普及する際には、同コミュニティ・センターの活用について検討の余地があると考えられる。また、国際 NGO アングリカン・エイドは、南アフリカの NGO「ティミオン障害カウンセリングとコミュニティ開発（Timion Disability Counselling

¹⁷ 草の根技術協力として、「障害者自立生活センター設立のための人材育成」（2013～2015 年）がハウテン州にて実施され、自立生活センターの立ち上げに必要な人材発掘・育成を図った。続く「アクセシブルな環境づくりを通じた自立生活センターの能力強化」（2016～2019 年）は、自立生活センターの組織能力強化を目的として実施された。

and Community Development)」¹⁸と連携してレスパイトケアを提供しており、2022年には、障害児やその家族が参加したキャンプを初めて実施した¹⁹。本事業での連携可能性を探るため、引き続き情報収集を進めていく。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

本案件は、特に重度の機能障害や貧困等の原因によって社会サービスにアクセスできていない障害児とその家族が最終裨益者となるため、貧困対策案件とする。また、障害児及び家族がレスパイトケアサービスを活用することで、地域生活の質の向上が見込まれるため、人々の幸福（Human wellbeing）の向上に資するものである。

3) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<分類理由>調査において、家庭での障害児介助の負担は大きく、その負担の多くは母親に偏っていること、また障害児がいることを隠し、障害者福祉サービスを受けていない家庭もあることが判明した。本事業では、調査結果を踏まえ、主に家庭で介助を担っている母親を直接受益者として設定し、母親が本事業の活動を主体的に実施していくためのエンパワメント研修及び技術研修、レスパイトケアサービスの新規利用者増加に係る活動を計画し、指標を設定しており、ジェンダー活動統合案件に該当する。なお、家庭内介助の負担が母親に偏っていることから、男性の関与を増やすことが重要であり、男性の巻き込み方法について案件開始後に具体的に検討する。

(10) その他特記事項

本事業は、障害者及び家族のためのレスパイトケアサービス形成、並びに実施を目的としている障害主流化案件である。

¹⁸ ティミオン障害カウンセリングとコミュニティ開発 (Timion Disability Counselling and Community Development) は、障害児に特化したジェフリーベイ (Jeffreys Bay) に本拠地を置くNGO <https://www.timion.org/home>

¹⁹ <https://anglicanaid.org.au/significant-change-in-southafrica/>

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

南アフリカの全州において、障害児と家族のための持続可能な地域に根差したレスパイトケアサービス提供モデル実施のための能力が備わる²⁰

<指標及び目標値>

能力強化された NGO の件数：XX 件

能力強化されたソーシャルワーカーの人数：XX 名

障害児の家族のためのレスパイトケア事業が中央 DSD のフラッグシッププログラムとされる²¹

(2) プロジェクト目標：

ムプマランガ州と北ケープ州において、障害児及び家族のための地域に根差した持続可能なレスパイトケアサービス提供モデルが開発される²²

<指標及び目標値>

モデルに基づいたレスパイトケアサービスを提供する NGO の件数²³：XX 件

(3) 成果

成果 1：サービス紹介（リファerral）²⁴のために、サービス利用者や既存の社会的リソースの情報を共有する仕組みが構築される

成果 2：レスパイトケアサービス提供のための人材の能力が向上する

成果 3：居宅ケアや通所ケアの実施に対する費用算出モデルと利用可能な資金調達メカニズムが特定される

成果 4：開発された提供モデルが関係者に共有される

<指標>

1.1. 家族向けのサービス紹介件数：XX 件

1.2. 障害児向けのサービス紹介件数：XX 件

²⁰ 「能力が備わる」とは、具体的に、レスパイトケアサービス提供に係るDSDを含む行政官及びNGO、障害者の親等の関係者がDSD主催のレスパイトケア関連研修やワークショップに参加し、レスパイトケアサービスに関する知識を向上することを指し、サービスの実施を指しているものではない。

²¹ フラッグシップとは、南アフリカ政府内で財政上の重点施策という意味で使われている。

²² 本事業での「モデル」の特徴は現時点で次の4点を想定する。1) 居宅サービス及び施設型サービスに重点を置く、2) 単に障害児の家族に休息を提供するだけでなく、保健省による医療訪問サービスや教育省による子どもの早期発達サービスなどさまざまな社会サービスに障害児の家族を繋ぐ(リファerral)、3) レスパイトケアサービスの対象は、機能障害の程度や種類等の限定はしない、4) DSDのNPOファンドを主な財源と想定。

²³ 本事業でのレスパイトケアサービスは、DSDのNPOファンドを財源とすることを想定しており、指標の「レスパイトケアサービスを提供するNGO」とは、NPOファンドを活用してレスパイトケアサービスを提供しているNGOを指す。しかし、成果3の活動を実施する中でNPOファンド以外の財源の活用可能性も検討されるため、指標は活動実施後に活動状況に沿って更新される予定である。

²⁴ 障害分野における「リファerral」とは、障害者やその家族が必要な支援を受けるために、専門知識やリソースを提供する関連機関やプログラムとのつながりを作ることを意味する。

- 2.1. 新たなレスパイトケアサービス利用者数：XX 人
- 2.2. レスパイトケアに関する能力開発の問い合わせの数：XX 件
- 3.1. レスパイトケアに関する費用算出モデルが開発される
- 3.2. 開発された費用算出モデルと資金調達メカニズムを活用して、サービス提供者が中央/地方政府に対してサービス合意書（サービス提供者と DSD の契約）を提出する
- 4.1. ガイドラインが更新され、DSD の承認手続きを経て最終承認を得る
- 4.2. 2 つの州の内、知識共有セミナーが実施される郡の数：XX 件

(4) 主な活動

成果 1 の活動:

- 1.1. DSD の各レベル（国、州、郡）における役割と責任についての合意を得る
- 1.2. 以下に記載する既存情報の調査と分析のための質問票等を開発する
 - 障害児の情報（プロファイル）²⁵
 - 利用可能な社会的資源とサービス
- 1.3. DSD 行政官に対して調査実施及び調査結果分析手法の能力を強化するための研修等を実施する
- 1.4. 国、州、郡の各レベルで情報に係る仕組み（情報収集方法、データ分析方法、情報共有方法）の現状を調査し、分析する
 - DSD 内の他部署
 - 他省庁や NGO
- 1.5. 活動 1.4 の結果を考慮して、既存の情報に係る仕組みを見直し（様式の改訂等）、レスパイトケアサービスの提供に適用できるようにする
- 1.6. DSD 行政官の能力を向上させ、彼らがその仕組みを利用し、収集した情報を DSD 事務所のエクセルシートにまとめ、関係者と共有できるようにする
- 1.7. 障害児とその家族、既存の社会的資源に関する情報を収集し、まとめ、共有する
- 1.8. 開発された情報に係る仕組みの利用状況をモニタリングする

成果 2 の活動:

- 2.1. 日本と南アフリカにおける既存の居宅及び通所ケアサービスの能力向上

²⁵ 障害のある子どもたちの居住地、障害特性（発達レベル、認知能力、コミュニケーション能力、行動特性等）や直面する課題、ニーズ等、さまざまな側面に関するデータを収集・評価・分析し、それに基づいて適切なサポートや介入を提供するためのもの。

プログラムを特定する

- 2.2. 活動 2.1 の結果に基づいて能力向上プログラムを開発する
- 2.3. 開発されたプログラムについて国家資格認定機関（South African Qualifications Authority : SAQA）から認定を取得する
- 2.4. サービス事業者²⁶、ソーシャルワーカー、介護者、サービス利用者、DSD 行政官等の能力向上に必要な教材と研修詳細計画を開発する
- 2.5. 活動 2.4 に基づき、能力向上プログラムを実施する
- 2.6. 活動 2.5 のプログラムへの参加者が習得した知識を実践的な場面で活用する
- 2.7. 活動 2.6 の活動をモニタリングする

成果 3 の活動

- 3.1. 既存の費用算出及び資金調達メカニズムに関する情報を収集し、分析する
- 3.2. 費用項目²⁷、単位あたり費用²⁸、必要なサービス量を特定することにより、費用算出モデルを開発する
- 3.3. 活動 3.1 の分析に基づいて、今後活用可能性のある資金調達メカニズムを特定する。
- 3.4. 費用算出モデルと資金調達メカニズムに関して関係者からフィードバックを得る

成果 4 の活動

- 4.1. 成果 1 から 3 の結果に基づいて、障害児及び家族のためのレスパイトケアサービス実施ガイドライン（2022 年 10 月版）を見直し、更新する
- 4.2. レスパイトケア事業に関する知見共有計画を策定する
- 4.3. 知見共有のための資料を作成する
- 4.4. 知見共有計画に基づいて活動を実施する
- 4.5. 活動 4.2 から 4.4 をモニタリングする
- 4.6. 活動 4.5 の結果に基づいてガイドラインを最終化する
- 4.7. 最終版のガイドラインを提出し、最終的な承認を得るための DSD の承認手続きを経る

²⁶ レスパイトケアサービスを提供するための人材等を有している事業所を「サービス事業所」と表記する。

²⁷ 人件費や施設費用等

²⁸ サービスの提供に要する費用を一つの単位あたりで計算するもの。例えば、時間あたりの費用、一人の利用者あたりの費用等。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

- ・ DSD の政策が急激に変化しない
- ・ 本事業対象のソーシャルワーカーやサービス事業者の多くが、事業実施後も離職しない
- ・ 感染症の流行や、災害等が発生しない

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

本事業では、南アフリカでの技術協力「障害者のエンパワメントと障害主流化促進プロジェクト」（2016～2020 年）で示された教訓を以下のとおり適用する。

①先方実施機関の体制、予算制度等を把握する

先方政府高官や、中央及び州政府といった実施機関関係者が複数関わるため、中央及び州 DSD の指揮系統、責任の所在、予算配分の仕組み等について把握することで、円滑な共通理解形成及び意思決定を進める。

②関係者間のコミュニケーションを図る（課題の発見、進捗の確認）

プロジェクト開始後、3 カ月に 1 回のタイミングで本部、在外事務所、専門家における進捗確認及び課題の共有を行うことにより、適時なタイミングでの課題解決を図り、活動の遅滞を防ぐ。

③プロジェクトサイトの活動期間及び活動に係る経費の負担を事前合意する

プロジェクトサイトでの予算を伴う活動については、誰の負担で、いつ、何を投入するのかについて、事業進捗に応じて事前に明示的に文書化し、先方政府との共通理解を形成する。

7. 評価結果

本事業は、以下の理由から事業の実施を支援する必要性は高い。

- ・ 南アフリカ政府の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針等に合致する。
- ・ 国連の「持続可能な開発目標 (SDGs)」の目標 1 (貧困)、目標 3 (健康と福祉)、目標 10 (不平等の是正) に貢献することが期待されている。
- ・ 実施機関のニーズ及び最終受益者のニーズに対応している。
- ・ 長年に亘り高齢化社会に直面し、レスパイトケアや介護サービスの充実に取り組んできた日本が支援する妥当性が高い。
- ・ 南アフリカ政府は国連子どもの権利条約や障害者権利条約に批准しており、本事業は同政府が条約に関する政府の義務を果たすことに貢献する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以上